

都市再生整備計画

さやまこうえん
狭山公園

すいしん
シェアサイクル推進地区

とうきょうと
東京都

ひがしやまとし
東大和市

令和8年3月

事業名	確認
都市構造再編集中支援事業	☐
都市再生整備計画事業(社会資本整備総合交付金)	☐
都市再生整備計画事業(防災・安全交付金)	☐
まちなかウォーカブル推進事業	☐

都道府県名	東京都	市町村名	ひがしやまとし 東大和市	地区名	さやま 狭山公園 シェアサイクル推進地区	面積	23.5	ha
計画期間	令和	8	年度	～	令和	10	年度	
交付期間	令和		年度	～	令和		年度	

目標
大目標： 市内の回遊性向上を図り、地域経済の好循環を図る。
小目標： 駅周辺及び観光名所等との回遊性向上を図るため、自転車の共同利用を促進する。

目標設定の根拠
まちづくりの経緯及び現況 【経緯】 ・平成30年12月に、東大和市、武蔵村山市、瑞穂町が策定した「モノレール沿線まちづくり構想」において、広域的な回遊手段の拡充を図るため、シェアサイクルの整備推進が示された。 ・令和4年3月に策定した「東大和市第五次基本計画」における重要施策に「都市の価値を高める施策の推進」が掲げられている。少子高齢化と人口減少の進展による影響を最小限とし、活力あるまちとするためには、市民の生活環境の向上及び利便性の向上を図る必要がある。 ・令和4年3月に策定した「第2期東大和市まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプラン」において、都市の価値を高めるための施策として、地域資源等を活用した観光事業の推進を掲げており、これらの施策を推進するための取組として、シェアサイクルは必要なツールとなる。 ・令和5年9月に、OpenStreet株式会社と「東大和市シェアサイクル実証実験に関する基本協定」を締結し、新たな交通システムとしての有効性を検証するため、同年10月から令和7年9月までの実証実験を開始した。 ・令和6年3月に「第2期東大和市まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプラン」を廃止し、「東大和市デジタル田園都市構想総合戦略アクションプラン」を策定した。引き続き地域資源等を活用した観光事業の推進するための取組としてシェアサイクルを必要なツールとして捉え、シェアサイクリングマップの作成を行い、事業の推進を図った。 ・令和7年7月に実証実験期間中の利用状況を報告書にとりまとめ、利用実績は順調に伸びていたことを確認した。また、この報告書内において、人口密度や面積の観点から、市内でのステーションの設置目標数を新しく設定した。（目標数は報告書に記載） 市内全域のステーションの数、利用回数、利用者数については、シェアサイクル実証実験の開始月の令和5年10月は18箇所、1, 150回、594人であったものが、令和6年4月には21箇所、1, 632回、830人に、令和6年10月には23箇所、2, 734回、1, 232人に、令和7年4月には24箇所、2, 901回、1, 308人に、令和7年10月には27箇所、3, 610回、1, 496人に増加している。 ・都立狭山公園のステーションの利用回数については、令和6年4月に56回だったものが、令和7年4月には233回となっている。利用実績としては、27箇所のステーションの中でも、上位の利用回数である。 ・実証実験期間中の利用実績が順調に伸びており、今後、市立公園における都市再生整備計画を令和8年度当初から運用させる予定であるため、同時期での市内のシェアサイクル事業の本格運用開始を目指し、OpenStreet株式会社と「東大和市シェアサイクル実証実験に関する基本協定」の協定期間を令和8年3月末まで延長した。 ・令和8年4月1日から本格運用を開始するため、OpenStreet株式会社と「東大和市シェアサイクル事業に関する基本協定」の締結に向けて協議を進めている。 【現況】 ・狭山公園は武蔵野市から続く「多摩湖自転車歩行者道」の終点に位置している。当市では狭山公園および多摩湖周辺を観光地として取り上げており、狭山公園への来訪はもとより、来園者がそのまま市内へ回遊するためにシェアサイクルは重要な交通手段と考えている。 ・当市の利用実績として、多く利用されているのが「狭山公園ステーション」で借りた後、「狭山公園ステーション」で返す経路である。起伏が大きい狭山公園内およびその周辺を回遊するためにシェアサイクルが使用されていると推察される。また、狭山公園付近に立地している武蔵大和駅からの交通手段として当該ステーションを利用するケースも多い。 ・前述のとおり、シェアサイクルの実証実験期間において、狭山公園ステーションは市内のステーションの中で上位の利用回数であり、ステーションの密度向上、ひいては回遊性の向上を図るためには、狭山公園ステーションは重要な位置づけとなっている。
課題
・狭山公園は市の北東部の市境に位置しているが、市内からのアクセス手段が少なく、同公園の最寄り駅である武蔵大和駅・多摩湖駅への経路は大回りとなるうえ、最も来客が見込める日中においては本数が1時間に3本程度となるなど、アクセス頻度に課題がある。 ・前回の計画に基づき、市内のステーションの設置を進め、ほぼ目標値は達成したが、ステーションの設置密度が低く、市内回遊性のさらなる向上を図るためには、ステーションの設置数を増やすことが必要である。 ・前述の設置目標数を目指して市内のステーションの整備を進める。（目標数は報告書に記載）
将来ビジョン（中長期）
・東大和市第五次基本計画：少子高齢化と人口減少の進展による影響を最小限とし、活力あるまちとするためには、市民の生活環境の向上及び利便性の向上を図る。シェアサイクルは公共交通機関の補完的な役割を果たし、市民の利便性の向上につながる。 ・東大和市デジタル田園都市構想総合戦略アクションプラン：「都市の価値を高める施策の推進」を実現し、地域資源等を活用した観光事業を推進し、交流人口の増加を目指しており、市民、市外民を問わず多くの人々の来場がある狭山公園を起点に、シェアサイクルを活用した市内への回遊性の向上を目指す。

目標を定量化する指標

指 標	単 位	定 義	目標と指標及び目標値の関連性	従前値	基準年度	目標値	目標年度
シェアサイクル利用回数	回/年	狭山公園ステーションにおける貸出および返却による年間の利用回数	狭山公園への新たな交通手段が市民等に活用されているかを示す指標として、市内の回遊性向上と関連づけた目標を設定した。また、前回の計画時は市全域をシェアサイクル推進地区として設定したため、市全体でのステーションの設置数を指標として使用していたが、今回は公園単位での計画として策定したため、公園内のステーションの利用回数を指標として使用した。目標値の設定にあたっては、現在の利用実績を基に算出を行った。	1,987	令和6年度	2,980	R10年度

計画区域の整備方針	
【市内回遊性の向上に資する、自転車の共同利用の促進を図る】 ・公園にサイクルポートを設置することで、シェアサイクルを活用しやすい環境づくりを進める。 ・公共交通機関の交通結末点への考慮や、交通空白地域へのサイクルポートの配備を進めることによって、市内回遊性の向上を図る。	方針に合致する主要な事業 【協定制度等】公園占用許可の特例を活用(サイクルポートの設置)
その他	

協定制度等の取り組み

官民連携によるエリアマネジメント方針等

事業		事業の目的/事業によって解決される課題	事業期間	事業主体(占用主体)	活用する制度										
					制度別詳細1 道路占用許可特例 (法第46条第10項)	制度別詳細2 河川敷地占用許可 (河川敷地占用許可 準則22)	制度別詳細3 都市公園占用許可 特例(法第46条第12項)	制度別詳細4 都市利便増進協定 (法第46条第25項)	制度別詳細5 都市再生整備歩行者 経路協定(法46 条第24項)	制度別詳細6 低未利用土地利用 促進協定(法46条 第26項)	制度別詳細7 [滞在快適性等向上 区域] 一体型滞在快適性等 向上事業(法第 46条第3項第2号)	制度別詳細8 [滞在快適性等向上 区域] 都市公園占用許可 特例(法第46条第 14項第1号)	制度別詳細9 [滞在快適性等向上 区域] 公園施設設置管理 許可特例(法第46 条第14号第2号イ)	制度別詳細10 [滞在快適性等向上 区域] 公園施設設置管理 協定(法第46条第 14項第2号ロ)	制度別詳細14 [滞在快適性等向上 区域] 普通財産の活用 (法第46条第14項 第4号)
1	●シェアサイクル事業の実施運営 シェアサイクル用地の確保及び施設整備・管理、事業の運営等	市内回遊性向上による地域及び観光の 活性化、市民生活の利便性向上を図る。	R8～R10	・東大和市(実施主体、占 用主体) ・市と協定を結んだ事業者 OpenStreet株式会社(運 営主体)			○								
2															
3															
4															
5															

滞在快適性等向上区域における駐車場の配置方針等

取組		取組の目的/取組によって解決される課題	開始時期	活用する制度		
				制度別詳細11 [滞在快適性等向上 区域] 路外駐車場配置等 基準(法第46条第 14項第3号イ)	制度別詳細12 [滞在快適性等向上 区域] 駐車場出入口制限 (法第46条第14項 第3号ロ)	制度別詳細13 [滞在快適性等向上 区域] 集約駐車施設(法 第46条第14項第3 号ハ)
1						

制度別詳細3（都市公園の占用に関する事項） 法第46条第12項

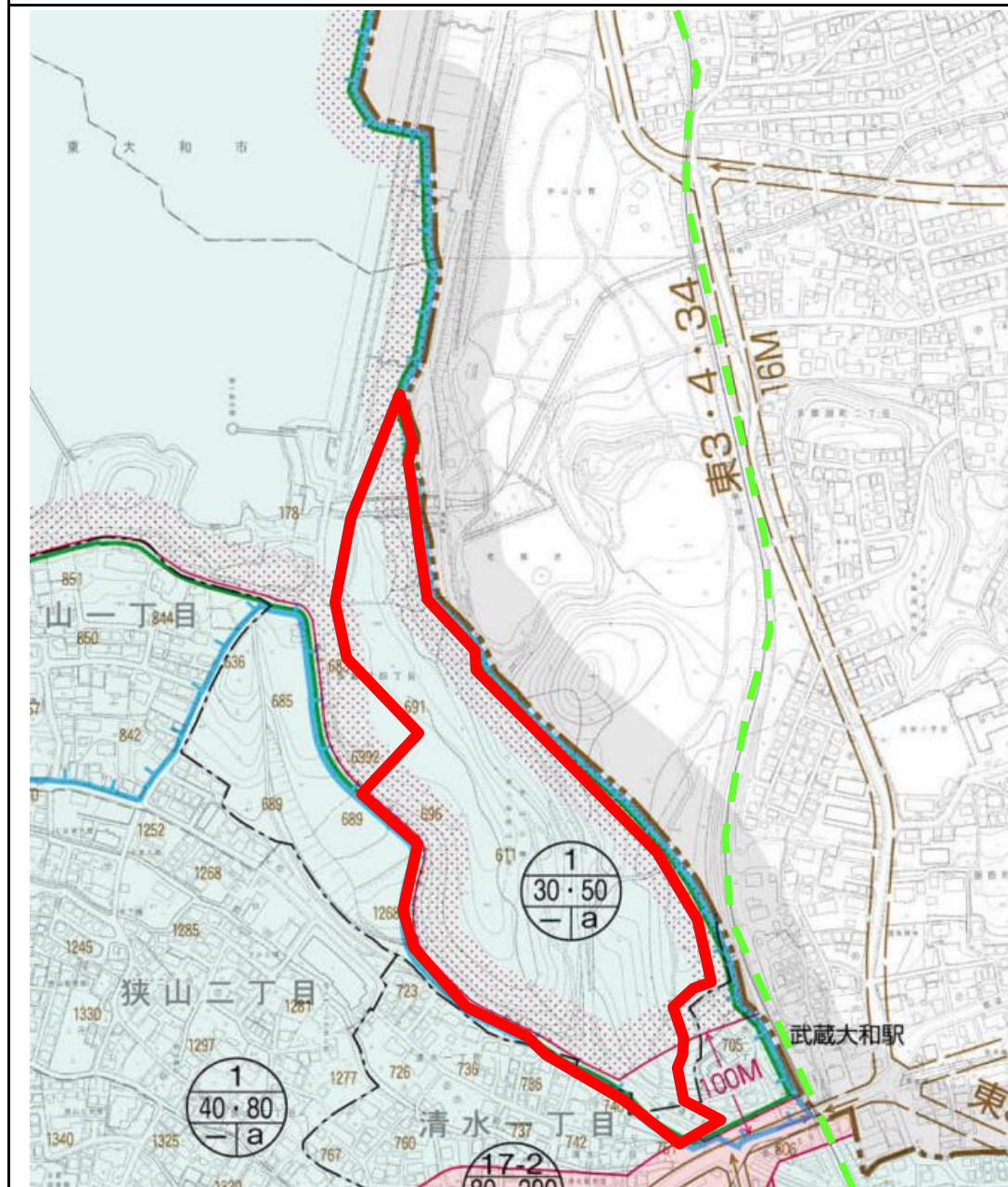
制度別詳細【都市公園占用許可の特例】				
制度の活用計画				
占用対象施設			占用の場所	都市公園の環境の維持 及び向上を図るための措置
都市公園 占用許可 特例対象 施設	1	自転車駐車器具（サイクルポート）	都立狭山公園	・自転車駐車器具に落ち葉が吹きだまらないよう、自転車利用者が乗降するエリアをこまめに清掃する。 ・サイクルポート設置箇所付近で違法駐輪が発生しないよう、注意喚起を徹底するとともに、利用者へのマナー啓発を行う。
	2			
	3			
	4			

制度別詳細3-1(都市公園の占用に関する事項)法第46条第12項

事業番号1, 2, 3

制度別詳細【都市公園占用許可の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図



凡 例



都市再生整備計画区域



西武多摩湖線

制度別詳細3-2-②(都市公園占用許可の特例):自転車駐車器具 法第46条第12項
事業番号1, 2, 3

制度別詳細【都市公園占用許可の特例:自転車駐車器具】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

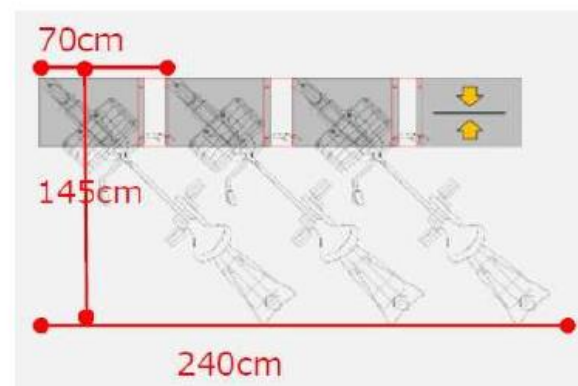
■サイクルポートの設置イメージ

①サイクルラック90° 設置



※上図は3台の場合の寸法である。

②サイクルラック45° 設置



③案内看板



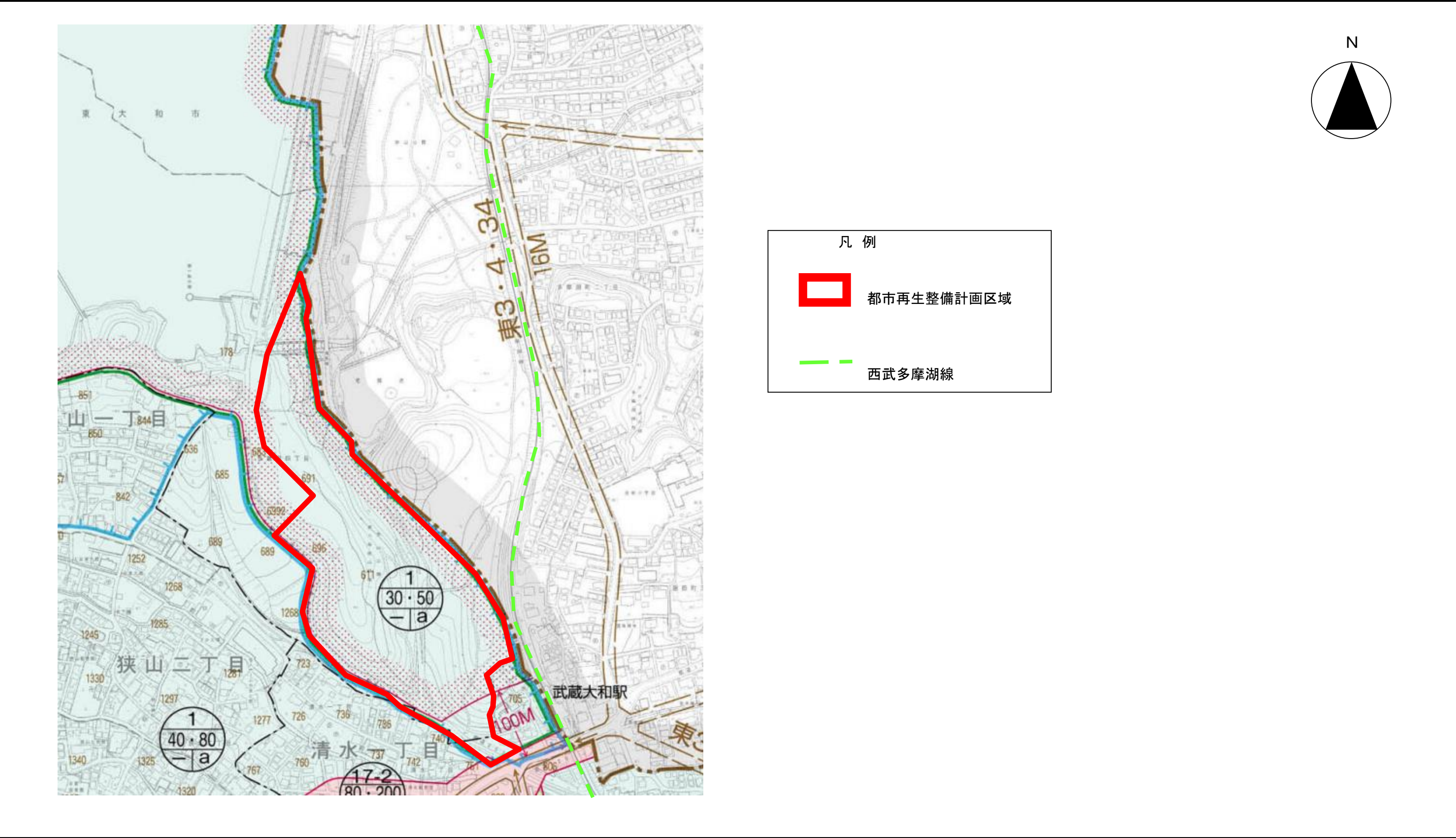
ヨコ

タテ



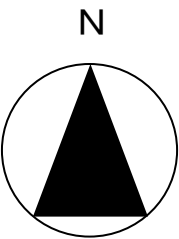
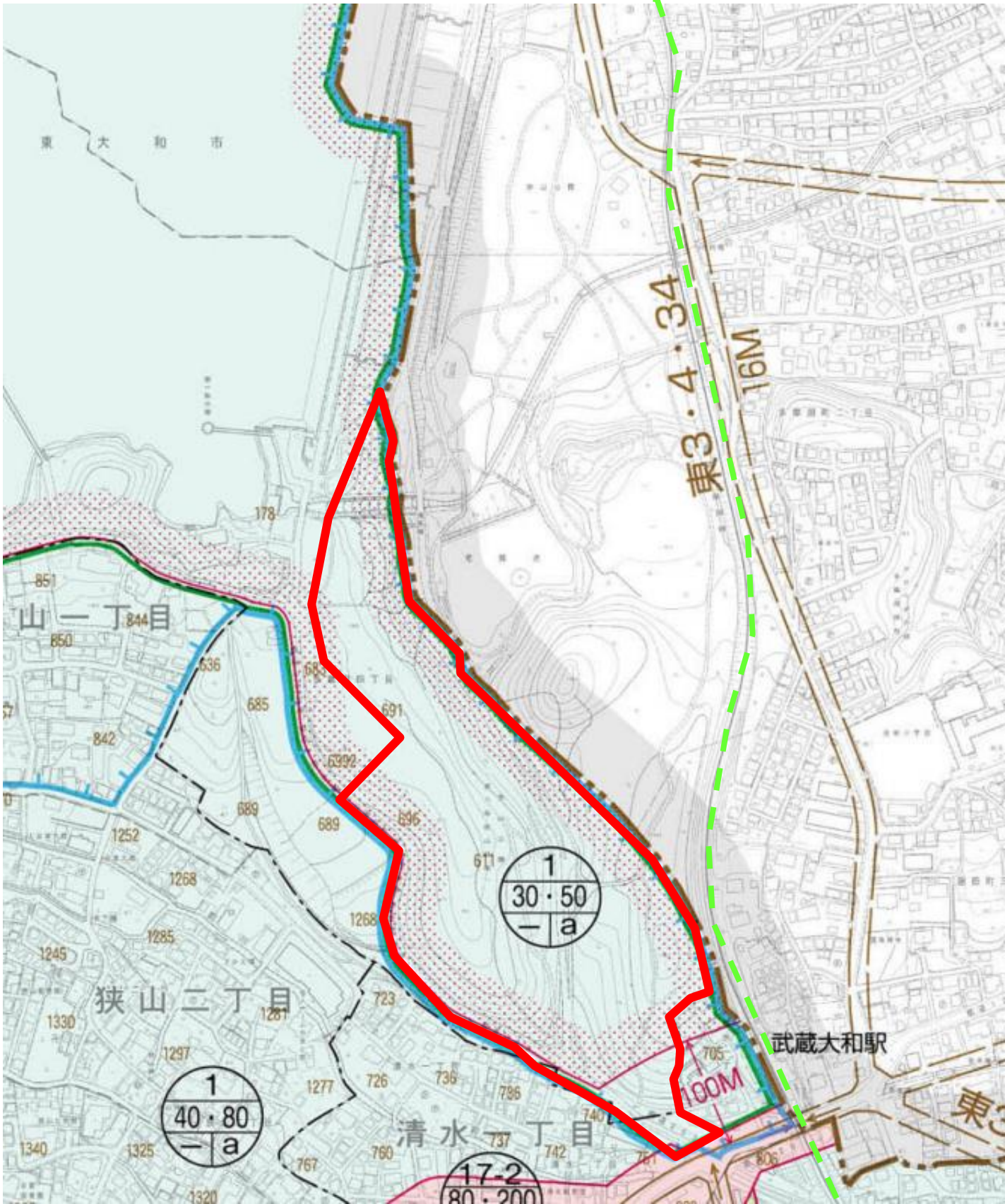
案内看板
40×60cm

狭山公園シェアサイクル推進地区(東京都東大和市)	面積	23.5(23.5) ha	区域	東大和市多摩湖、清水1丁目の一部
--------------------------	----	---------------	----	------------------



狭山公園シェアサイクル推進地区(東京都東大和市) 整備方針概要図

目 標	大目標： 市内の回遊性向上を図り、地域経済の好循環を図る。 小目標： 駅周辺及び観光名所等との回遊性向上を図るため、自転車の共同利用を促進する。	代表的な指標	シェアサイクル利用回数（回/年）	1987	（令和6年度）	→	2980	（R10年度）	
			0	（）	0	（）	→	0	（）
			0	（）	0	（）	→	0	（）
			0	（）	0	（）	→	0	（）
			0	（）	0	（）	→	0	（）



凡 例

都市再生整備計画区域

西武多摩湖線